

申

告書作成のお手伝いをします

要予約

対象

- 給与、公的年金などの収入に関する所得税の納付、または還付の申告
- 営業、農業などの事業収入、不動産収入があり所得税の納付、または還付が発生しない申告
- 市・県民税申告

期間**2月16日(月)～3月16日(月)**

※2月20日(金)、24日(火)および土日・祝日は除く

時間**午前9時15分～11時40分**

※予約時間の15分前に

お越しください。

午後1時00分～3時50分**会場**

菊川地域会場：プラザきくる3階会議室

小笠地域会場：小笠支所会議棟

予約方法**電話** (予約専用ダイヤル **☎35-0967**) または **LINE** (右記) から

※窓口による予約受付は行いません。

受付期間**電 1月9日(金)～1月30日(金)、2月6日(金)～3月13日(金)**

午前9時～正午、午後1時～4時

話

※1月中のみ水曜日は上記時間に加え、午後5時～6時30分も可

税 令和7年分 の申告

確定申告、市・県民税申告相談(以下、申告相談)受付期間中に、税務課職員が、プラザきくると小笠支所会議棟の2会場で、申告書の作成をお手伝いします。事前予約の上、必要な書類をそろえて、申告をお願いします。

問い合わせ 税務課市民税係(**☎35-0912**)



予約方法の詳細は、広報12月号、または市ホームページ(右記)をご覧ください。



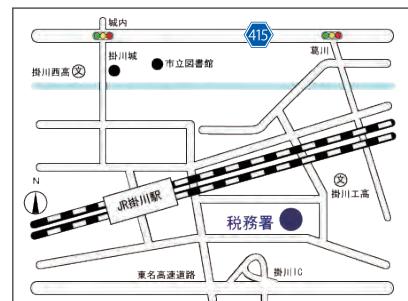
1月30日(金)まで24時間受付

次**の申告内容は、掛川税務署が開設する確定申告会場へ**

- ①営業、農業などの事業収入・不動産収入があり、所得税の納付、または還付が発生する申告
- ②政党等寄附金(税額控除)がある申告
- ③土地・建物・株式の譲渡を伴う申告
- ④青色申告
- ⑤源泉徴収票に記載されていない国外扶養を追加する申告
- ⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける申告

- ⑦雑損控除を受ける申告
- ※令和7年台風15号に関連する支出によるものを含む
- ⑧過年分の申告(令和6年分以前)
- ⑨証券口座の取引に係る申告
- ⑩退職所得に係る申告
- ⑪死亡した人の申告(準確定申告)
- ⑫贈与税・消費税の申告

掛川税務署会場での申請は、入場券の取得が必要です。
詳細はP11をご覧ください。
問い合わせ:掛川税務署(**☎22-5141**)



▲会場:掛川税務署別館会議室
(掛川市緑ヶ丘2-11-4)

確**定申告書はスマートフォンで作成できます**

令和7年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「e-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(右記)では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。



▲確定申告書等作成コーナー

いつでも・どこでも
スマホから作成できる
便利なe-Taxをご利用ください

